

千葉市職員措置請求（7千監（住）第1号）に係る監査結果について（概要版）

第1 請求の概要

- 1 請求人 千葉市の住民1名
- 2 請求日 令和7年6月30日
- 3 請求の要旨

東部市税事務所納税第一課は、平成30年3月28日付けで本件請求人の滞納市税42,335,100円に対する滞納処分執行停止を行った。

令和2年2月3日付けで滞納処分執行停止を取り消したが、請求人に対して通知していないため無効である。このため、平成30年3月28日から3年が経過し、時効が完成している。

滞納処分執行停止の取消しを通知しないまま放置したことにより、本来であれば徴収が可能であった42,335,100円が徴収不可能となり、市に損害が生じた。

第2 監査の概要

1 監査対象事項

職員が請求人の滞納市税に係る滞納処分執行停止の取消しの通知を行わなかつたため、当該滞納市税の納付義務を消滅させたことが、違法に財産の管理を怠る事実に該当するとして、市長が職員に対し損害賠償の請求をすべきか。

2 監査対象部局 財政局

3 監査結果

本件監査請求は、請求期間を徒過しており、地方自治法第242条第2項の要件を満たしておらず、不適法であるから却下する。